



事業活動総合保険

ビジネス **BUSINESS** マスター・プラス



傷害プラン



ビジネス **BUSINESS** マスター・プラス

傷害プラン



役職員の方が安心して業務に従事するためには、福利厚生制度の構築が重要となります。『ビジネスマスター・プラス』傷害プランは、貴社が役職員などの補償の対象者に対して災害補償規程などに基づいて行う福利厚生制度をバックアップする保険です。

製造業・販売業・サービス業・工事業などのお客さまを力強くバックアップする8つの特長

1 災害補償制度の構築による労使関係の円滑化

- 優秀な人材の確保のためには充実した福利厚生制度の構築が必要です。
 - 災害補償制度運営に必要な補償金を、保険金として貴社宛にお支払いします。
- ※ 貴社に災害補償規程などが無い場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

円滑化

2 簡単な契約手続き

報告不要で自動補償!!

- すべての役員^(注1)、従業員(臨時雇いを含みます。)を補償します。
- 保険期間中に、人数の変動や従業員の入れ替わりがあった場合でも、ご通知いただく必要はなく、自動的に補償します。

(注1) ご契約の内容によっては補償の対象外となります。

カンタン!

3 業務中の事故によるケガに対する補償を中心にご提供

企業ニーズにあった合理的な補償!!

- 企業ニーズが高い業務中(通勤途上を含みます。)の事故によるケガに対する補償を中心とした補償内容です。

※ ご契約の内容により業務外の事故によるケガに対する補償を含めてご契約いただくことも可能です。補償内容の詳細はP.9~11をご覧ください。



4 スピーディーな保険金支払い

- 政府労災の認定を待つことなく、保険金をお支払いします。^{(注2)(注3)}
- 役職員やご遺族の方へ早期の補償対応ができます。

(注2) 使用者賠償責任の補償については政府労災の認定を待つ場合があります。

(注3) オプション補償の精神障害、脳・心疾患等による補償金のお支払いは政府労災の認定が必要です。



5 各種費用や使用者賠償責任の補償もご用意しています!

臨時費用の補償を
セットいただいた場合

- 貴社が負担される各種臨時費用を費用で補償します。
- 葬儀費用や香典などの葬儀に関する費用
- 遠隔地で事故が発生した場合の救済者費用
- 補償対象者の代替のための求人や採用に関する費用

など

使用者賠償責任補償特約を
セットいただいた場合^(注4)

- 労災事故により貴社が負担される法律上の損害賠償責任を補償します。

(注4) 役員、個人事業主を補償対象者とする場合には、使用者賠償責任補償特約をセットいただけない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



一人一人の安心が快適な職場を生み、 経営のチカラになります。

6 雇用に関するトラブルに備えた補償もご用意しています!

雇用慣行賠償責任補償特約をセットいただいた場合

- 雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して、貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金および争訟費用を最高3,000万円まで補償します。



7 うつ病による自殺や過労死等の 新型労災に備えた補償もご用意しています!

脳・心疾患等補償特約をセットいただいた場合

- 業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、保険金をお支払いします。ただし、政府労災の認定がされた場合にかぎりません。



8 労災リスクに備えた無料サービスがご利用いただけます!

- 企業の役職員の皆さまの心と身体の健康にかかわる相談やストレスチェックサポートサービス^(注5)を無料で受けることができます。詳細はP.7、8を参照ください。

(注5) 使用者賠償責任補償特約をセットした場合にかぎりません。



工事業のお客さまは **+** さらに2つの特長

1 経営事項審査の 加点評価基準を 充足する補償内容

『ビジネスマスター・プラス』傷害プランなら、次の加点評価のための条件を満たすことが可能です。
(2018年7月現在)

- すべての工事を対象としていること
- 貴社の全従業員および全下請負人の全従業員を補償の対象としていること
- 死亡および後遺障害の第1級から第7級を補償していること
- 通勤時の災害も補償していること

2 下請負人の業務中の 事故も補償

- 貴社の役員^(注6)、従業員に加え、下請負人の業務中(通勤途上を含みます。)の事故も補償することが可能です。

(注6) ご契約の内容によっては補償の対象外となります。

この保険の対象となる事業者

次の条件を満たす事業者の方がご契約いただけます。

- 同居の親族以外の正規従業員を雇用していること

補償内容

→ P.3

ご契約の流れ

→ P.5

ご契約いただく保険の内容

→ P.9



製造業・販売業・サービス業・工事業などのあらゆる業種の皆さまをバックアップします。

次のような事故により、補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。(政府労災の認定は、保険金のお支払条件ではありません。)

※詳しくはP.9、11をご覧ください。

死亡補償 保険金



通勤中に交通事故にあい、亡くなりました。

臨時費用保険金



業務中の災害で亡くなりました際に支給した葬儀費用

後遺障害 補償保険金



業務中に荷物が落下してケガをし後遺障害が生じた。

入院補償 保険金



炎天下の作業中、熱中症にかかり入院した。



病気で亡くなりました際のお香典など(10万円限度)

手術補償 保険金



業務中にケガをし手術を受けた。

**業務外のケガも補償の対象と
することができます!**

通院補償保険金



通勤中に転倒し通院した。



プライベートで旅行中に転倒してケガをした。

補償の対象となる方(補償対象者)

※詳しくはP.5をご覧ください。

保険金支払方法

被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基づいて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。(注1)

被保険者 = 事業者
補償対象者 = 役員・事業主ご本人、従業員など

損保ジャパン日本興亜

保険金

事業者
(被保険者)

(注1) 貴社に災害補償規程などが無い場合には、補償対象者またはそのご遺族に保険金をお支払いします。

▼ 次の保険金をお支払いします。

※詳しくはP.9をご覧ください。

①死亡補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、お支払いします。



②後遺障害補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。



③入院補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内の入院に対して、お支払いします。



④手術補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。



⑤通院補償保険金

業務中にケガなど(注2)をされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度にお支払いします。



⑥臨時費用保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。



※③～⑥の補償はご契約時に選択いただけます。

+ オプションの補償

貴社のニーズに合わせて、次の補償もお選びいただけます。

使用者賠償責任補償特約

労災事故の被災者や、その遺族から損害賠償請求された場合も補償します。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても、補償します。

雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

脳・心疾患等補償特約

政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などや自殺についても補償します。

休業補償保険金支払特約

業務中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、就業不能期間に対して、お支払いします。

入院一時金補償保険金支払特約(注3)

業務中のケガなど(注2)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

退院療養一時金補償保険金支払特約(注3)

業務中のケガなど(注2)により入院され、所定の条件を満たす場合に、お支払いします。

◆上記以外にもオプション補償を用意しております。詳しくはP.9、11をご覧ください。

(注2) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注3) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。



ステップ
1

貴社で制定される災害補償規程などのご確認

※災害補償規程などを定めていない場合は、貴社が災害補償を行いたいと考える金額をステップ2で設定します。

ステップ
2

契約方式・保険金額の設定

貴社の災害補償規程などの内容に応じて2つの契約方式からご選択ください。

売上高方式

補償対象者および補償範囲

	業務中 ^(注1)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の正規従業員・臨時雇従業員	◎	△
貴社の下請負人およびその構成員	○ ^(注2)	×
貴社の備車運転者 ^(注3) 、委託業者等 ^(注4)	○	×

◎:補償の対象となります。

○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

×:補償の対象とすることができません。

(注1) 出退勤途上を含みます。

(注2) 貴社が工事業を行う場合にかぎります。また、貴社から請け負った業務中の事故にかぎります。

(注3) 貴社が貨物自動車運送事業者の場合にかぎります。

(注4) もっぱら貴社が業務のために所有もしくは使用する施設内または貴社が直接業務を行う現場内において、貴社との契約に基づき貴社の業務に従事するものをいいます。

保険金額 補償対象者全員を同一金額で設定します。^(注5)

(注5) 補償対象者ごとに異なる保険金額を設定する場合には、個別設定人数方式でご契約いただきます。

保険料

ご契約時点における貴社の直近会計年度(ご契約時点で把握できる最新の会計年度)の年間売上高(消費税を含みます。)^(注6)により保険料を算出します。

(注6) 貴社が共同企業体(JV)の構成員となる工事のうち、共同施工方式で行う工事の補償を行う場合には、共同施工方式で行うJV工事の売上高に貴社の出資割合を乗じた額も含めた額で保険料を算出します。

個別設定人数方式

補償対象者および補償範囲^(注7)

	業務中 ^(注8)	業務外
貴社の役員・個人事業主	○	△
貴社の正規従業員	◎	△
貴社の臨時雇従業員	○	△
貴社の下請負人およびその構成員	○ ^(注9)	×
貴社の派遣労働者	○ ^(注10)	×
労働者派遣事業者から派遣された派遣労働者	○	△
出向者	○	△

◎:補償の対象となります。

○:ご希望により補償の対象とすることができます。

△:業務中のリスクを補償の対象とする場合に、ご希望により補償の対象とすることができます。

×:補償の対象とすることができません。

(注7) 役職・職名などの客観的な基準により補償対象者の範囲を設定することもできます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(注8) 出退勤途上を含みます。

(注9) 貴社が工事業を行う場合にかぎります。また、貴社から請け負った業務中の事故にかぎります。

(注10) 貴社が労働者派遣事業を行う場合にかぎります。

保険金額 設定した補償対象者の範囲ごとに同一金額で設定します。

保険料

補償対象者の「職種」(補償対象者の職務)ごとの人数により保険料を算出します。(所定の補償対象者申告書をご提出いただきます。)^(注11)

(注11) 臨時雇従業員の人数は、直近(会計)年度の「①臨時雇従業員の年間賃金総額」と「②正規従業員1人あたりの年間平均賃金」を合わせてご申告いただくことにより、換算人数(①÷②)とすることもできます。

ただし、業務外も補償する場合は、実人数で算出します。(換算人数とすることはできません。)

ステップ
3

貴社の売上高または人数のご申告

売上高方式の場合、貴社の直近会計年度の年間売上高、個別設定人数方式の場合、貴社の職種ごとの人数をご申告いただきます。

ステップ
4

お見積り

■ 保険料割引制度について

多数割引

- 売上高方式の場合
貴社の年間売上高に応じて、割引が適用される場合があります。
- 個別設定人数方式の場合
補償対象者の人数の合計が20名以上の場合、補償対象者数に応じて割引が適用されます。

役職員一括割引(個別設定人数方式のみ)

正規従業員全員を一括して補償対象者とする場合、補償対象者数に応じて割引を適用します。

健康経営優良法人認定割引

経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けている場合、割引を適用します。
※割引の適用には、貴社のお申出と認定を受けていることの資料のご提示が必要となります。

ご契約

■ ご契約の際にご提出いただく資料

保険料算出基礎となる売上高をご申告いただくための書類

保険料算出の基礎となる売上高または補償対象者の人数のご申告に関しまして、損保ジャパン日本興亜所定の申告書と「ご申告いただいた数値が確認できる資料(売上高方式のみ)」をご提出いただきます。

事業活動総合保険(傷害ユニット)の締結等に関する確認書

補償対象者申告書(個別設定人数方式のみ)

貴社の補償対象者について、職種ごとの人数をご申告いただきます。

ご加入企業さまは**“無料”**でご利用いただけます！

こころとからだホットライン



「こころとからだホットライン」は、ビジネスマスター・プラス(傷害プラン)にご加入いただいた企業の従業員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

主なメディカル&生活関連サポートサービス(24時間・365日)

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

健康チェックサポート

人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介します。

検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

医療機関情報提供

緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。

専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス

メンタルヘルス**対面**カウンセリング

全国約150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は平日9:00～22:00
土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。

メンタルヘルス**電話**カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。

- 利用時間
平日9:00～22:00 土曜10:00～20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。
- 回数制限なし

メンタル**IT**サポート(Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務ご担当者さま向けサービス(平日9:00～17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関する質問にお答えします。

※1 本サービスは損保ジャパン日本興亜の提携業者が提供します。

※2 お電話でのご相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。



お支払いする保険金の内容・保険金をお支払いできない主な場合

補償対象者^(注1)が貴社の業務中に偶然な事故によりケガなど(ご契約内容によって業務外のケガも対象とすることができます。下表「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 貴社が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

(注1) 補償対象者の範囲・補償条件については、P.5をご覧ください。

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①死亡補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
②後遺障害補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~4%を限度にお支払いします。 【ご注意】 後遺障害補償保険金支払割合変更特約(第1級~第7級限定型)をセットした場合には、第1級から第7級の後遺障害が生じたときに、死亡・後遺障害保険金額の100%~42%を限度にお支払いします。ただし、第1級から第7級に該当しない場合でも1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種類以上あるときには、保険金をお支払いします。
③入院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
④手術補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院中に受けられた手術のときは入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術のときは入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
⑤通院補償保険金	業務中のケガなど ^(注3) により医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます。)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】 次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
⑥臨時費用保険金 ^(注4)	次のア、またはイ、の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア、以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注5) に対して、10万円を限度にお支払いします ^(注6) 。
⑦入院一時金補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超過していること
⑧退院療養一時金補償保険金 ^(注7)	業務中のケガなど ^(注3) により入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、退院療養一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. (業務外)入院補償保険金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超過、かつ生存している状態で退院していること
⑨休業補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合、免責期間(3日)を超えた就業不能期間に対して、1日につき休業保険金日額を限度にお支払いします。

※ ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注2) すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注3) 業務外のケガも対象とすることができます。

(注4) 入院、通院した場合の臨時に負担する費用についてもお支払いの対象とすることができます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(注5) 葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注6) 工事業者の場合における貴社の下請負人およびその構成員、貨物運送事業者の場合における備車運転者、労働者派遣事業者の場合における派遣労働者、および委託作業等については補償の対象外です。

(注7) 1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

用語のご説明

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもののすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間をいい、出勤途上を含みます。補償対象者が貴社の派遣労働者の場合は、派遣先の業務に従事している間を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、貴社から請け負った業務に従事している間にかぎります。また、追加補償対象者の場合は、貴社が行う職務等に基づく業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注8) または解離性大静脈瘤などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号 F00 から F99 に規定されたものをいいます。
追加補償対象者	次のいずれの者およびその構成員をいいます。 ①建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者と締結された下請契約 ^(注9) における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 ②貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人 ^(注10) および業務委託契約における受託人 ^(注11) をいいます。 ③もっぱら被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設 ^(注12) 内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約 ^(注13) に基づき、被保険者の業務に従事するもの
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

(注8) 心臓性突然死を含みます。

(注9) 被保険者が日本国内で行う業務にかかる下請契約にかぎります。

(注10) 数次の請負による場合の請負人を含みます。

(注11) 数次の業務委託による場合の受託人を含みます。

(注12) 事務所、営業所、工場等をいいます。

(注13) 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類①から⑨まで共通の事由

- ご契約者または被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガなど
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質によるケガなど
(「天災危険補償特約」をセットされた場合、地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。)
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ビッケルなど登山用具を使用するもの)、ポプスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど など

保険金の種類①から⑤までおよび⑦から⑨までに適用される固有の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失
(「脳・心疾患等補償特約」をセットされた場合、脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺に起因して生じた損害を補償します。)
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

ご契約にあたっての注意

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

貴社において災害補償規程などを制定済みの場合には…	災害補償規程などの内容にあわせて契約内容(補償対象者の範囲、補償内容、保険金額など)を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。
貴社において災害補償規程などを制定されていない場合には…	① 災害補償を行いたいと考える内容にあわせて契約内容を設定ください。なお、貴社において補償責任が重複する他の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合は、それらすべての契約の保険金額を確認いただき、契約内容を設定ください。 ② この保険によりお支払いする保険金は補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取扱い、直接補償対象者またはその遺族にお支払いします。

この保険によりお支払いする保険金の額は、保険金額または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。

なお、重複保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険など)がある場合で、それにより支払われるべき保険金の額とこの保険により支払うべき保険金の額の合計額が災害補償規程などに定める補償金の額を超過する場合は、重複保険契約から支払われる保険金などの額と合わせて災害補償規程などに定める補償金の額を限度にお支払いします。



オプション特約の概要

特約の名称	特約の内容	現在ご加入の補償
<p>使用者賠償責任補償特約</p>	<p>補償対象者^(注1)が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社^(注2)およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア.からウ.までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。</p> <p>ア. 政府労災により給付される金額 イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ. 災害補償規程などにに基づき従業員、遺族に支払うべき金額</p> <p>※「死亡のみ補償特約」をセットした場合、補償の対象は死亡の場合にかぎります。</p>	○
<p>脳・心疾患等補償特約</p>	<p>政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」について補償する特約です。</p> <p>※補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償対象となります。</p> <p>※P.9の⑥臨時費用保険金は補償の対象外です。</p>	○
<p>雇用慣行賠償責任補償特約</p>	<p>「雇用上の差別」、「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」または「不当解雇」に起因して貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。(1請求につき自己負担額10万円、保険期間を通じて特約の保険金額限度)</p> <p>※契約方式がP.5の「個別設定人数方式」の場合はセットすることができません。</p>	○
<p>天災危険補償特約</p>	<p>地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償する特約です。(保険期間を通じて、被保険者ごとに10億円が限度)</p>	○
<p>共同企業体(甲型 JV)の取扱いに関する特約</p>	<p>貴社が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合、その企業体が行う工事に関わる業務に起因するケガなどを補償する特約です。</p> <p>※補償対象者は、貴社の正規従業員・臨時雇従業員、役員・個人事業主(補償対象とする場合)となります。P.5の個別設定人数方式の場合は、すべての場合にこの特約が適用されます。</p>	○
<p>保険金支払に関する特約</p>	<p>保険金を補償対象者またはその遺族にお支払いする特約です。貴社において災害補償規程などを制定していない場合にセットする特約です。</p>	○

(注1) 貴社の役員・個人事業主を除きます。

(注2) 工事業の場合は、下請負人を含みます。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

<通知事項>

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること^(注3)
- 災害補償規程などの変更

(2) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注3) 保険契約申込書などに記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜までご通知いただく必要はありません。)

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

※事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日: 午後5時~翌日午前9時

土日祝日: 24時間(12月31日~1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

③ 保険金のお支払いについて

前記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 保険期間について

- (1) この保険の保険期間は1年間です。
- (2) 保険責任は保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書またはセットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

③ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⑤ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先